

1 案の検討に当たっての基本的考え方

動物の所有者を明らかにするための措置に関する自発的取組みを推進するために、次の事項等について記したガイドラインとする。

- ・所有者明示の意義及び役割
- ・本要領の適用対象動物
- ・装着すべき識別器具に関する基本的考え方
- ・識別器具の種類等
- ・動物の健康及び安全の保持
- ・識別器具の点検等
- ・関係行政機関等の責務

2 案の骨子

（1）所有者明示の意義及び役割

- ・盗難及び迷子動物の発生防止
- ・飼主責任の明確化による遺棄及び逸走の未然防止
- ・関係地方公共団体等による飼主発見業務の迅速化・効率化

（2）本要領の適用対象動物

- ・家庭動物、展示動物
- ・特定動物

（3）装着すべき識別器具に関する基本的考え方

- ・動物の特性や飼養目的に応じた適切な識別器具の選択
- ・可能な限りの常時装着

識別器具が備えるべき主な要件

- ・動物によって外されにくいこと
- ・耐久性が高いこと
- ・所有者を特定できる情報が付されていること
- ・付されている情報が記号の場合は、その管理体制が適切な団体等によって全国規模で整備されていること

(4) 識別器具の種類及び装着時期

- ・首輪、マイクロチップ、入墨、脚環等が基本
- ・首輪等の場合は、脱落しにくい識別器具により補完すること
- ・原則として、飼養開始以降速やかに装着

(5) 動物の健康及び安全の保持

- ・動物に対する負担の軽減及び動物の状態の定期的観察
- ・必要に応じた獣医師等の専門家による装着（外科的な措置が必要な場合）

(6) 識別器具の点検等

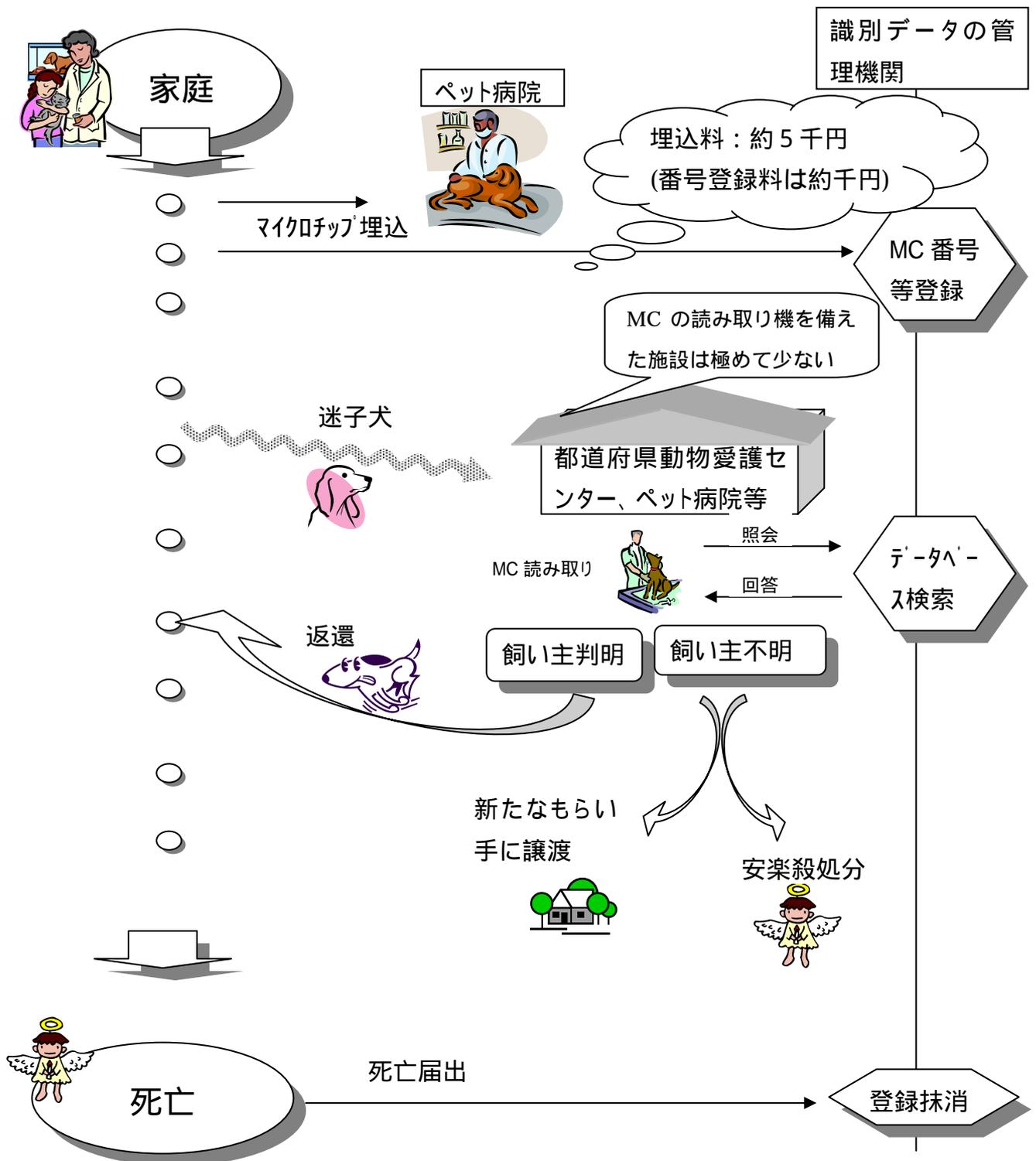
- ・識別器具の破損状況等の定期的点検
- ・所有者情報の速やかな更新

(7) 関係行政機関等の責務

- ・所有者明示の推進に関する普及啓発
- ・所有者情報の読取り体制の整備（関係行政機関）
- ・情報源情報データベース・ネットワーク（仮称）の整備に対する協力（動物の所有者に関する情報の管理者）

参考資料

1 マイクロチップによる犬の個体登録システムの流れ（例）



2 主な個体識別の手段（再掲）

種類	特性	費用	主な導入事例
首輪	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、小型の動物には装着不可。動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円～千数百円	一般的に普及
名札・鑑札	<ul style="list-style-type: none"> ・装着が簡単だが、単独では装着不可。また、小型の動物には装着不可。形状によるが動物への負担は少ない。 ・表示できる識別情報量は比較的多く、視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれあり。 	数百円	狂犬病予防法
入墨	<ul style="list-style-type: none"> ・施術に時間と動物への負担がかかる。哺乳類以外の動物には施術不可。施術後の動物への負担はない。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれなし。 	数千円	海外等で一般的に普及
脚環	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。鳥類以外の動物には適用不可。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれは少ない。 	数百円	鳥獣法
写真（外観）	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影は容易で、すべての動物に適用可能。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。動物への負担はない。 ・外観に特徴のない場合は個体識別が困難。 	数十円	一般的に普及
耳標	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。中型～大型の哺乳類以外の動物には適用困難。動物への負担は多少ある。 ・表示できる識別情報量は少ない。多くは記号化して表記。視認可能。 ・脱落・破損・摩耗等のおそれが比較的ある。 	数百円	牛の個体識別措置法
マイクロチップ	<ul style="list-style-type: none"> ・装着は容易。ほとんどの動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）に装着可能。動物への負担は少ない。 ・チップ自体に格納できる識別情報量は少ない。15桁の番号を記号化して表記。視認不可で、専用の読み取り機器が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	A I P O（動物ID普及推進会議）等
D N A 鑑定	<ul style="list-style-type: none"> ・分析に時間がかかるが、ほとんどの動物に適用可能。動物への負担はない。 ・識別情報量は表示されず、視認不可。個体識別（同定）の際には、再検査（分析）が必要。 ・脱落・破損・摩耗等の可能性はない。 	数千円	J K C（ジャパンケネルクラブ）における犬の血統登録

首輪



入墨



名札・鑑札



脚環



耳標

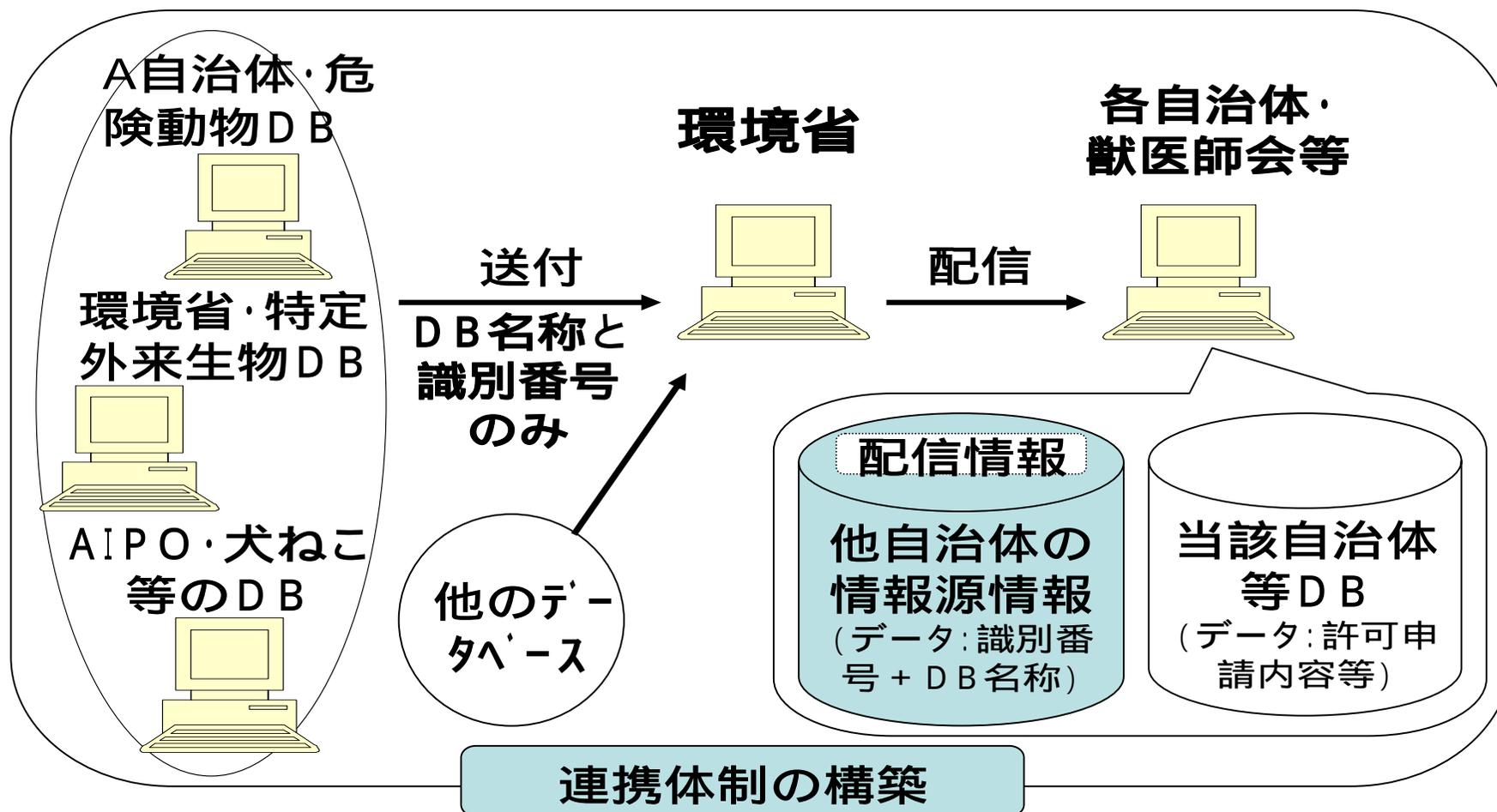


マイクロチップ



出典：山階鳥類研究所 HP、環境省資料

情報源情報データベース(D B)・ネットワーク



4 動物の所有者に関する情報の主な管理主体

情報の管理主体	手段	対象動物	根拠法令
各都道府県及び政令市	主にマイクロチップ等	特定動物(危険な動物)	動物愛護管理法
各都道府県	脚環	飼養される野生鳥	鳥獣法
市町村	鑑札	犬	狂犬病予防法
農林水産省(動物検疫所)	マイクロチップ	輸入される犬等 ²	
環境省	主にマイクロチップ等	特定外来生物(哺乳類、鳥類及び爬虫類)	外来生物法
国頭村、大宜味村、東村 ¹	マイクロチップ	ねこ	条例
各動物園等	マイクロチップ、脚環、翼帯、入墨等	展示動物等	-
A I P O (動物 I D 普及推進会議)等	マイクロチップ	犬・ねこ等	-

1 沖縄県やんばる地域

2 犬及びねこ並びに指定地域から輸入されるきつね、あらいぐま及びスカンク

5 識別器具に付される記号情報の様式の例

(1) マイクロチップ

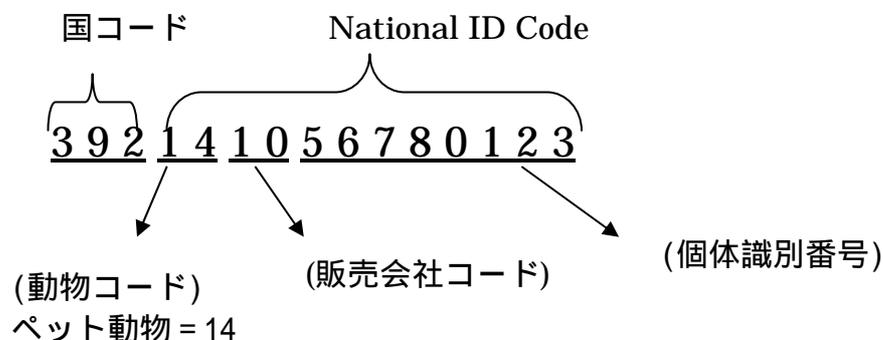
ISO(国際標準化機構)により、「データのコード(15桁のデータの様式)」と「通信方式(電波の周波数等)」が規格化されている。このため、ISO 準拠のマイクロチップ及びリーダーについては、生産メーカーが異なっても、共通に使用することが可能とされている。

データコードの構造の規格：ISO 11784

通信方式の規格：ISO 11785

日本におけるデータコードの例は下記のとおり

【 例 】 登録番号：392141056780123 の場合



(2) 装着登録票 (脚環)

鳥獣保護法に基づき鳥の飼養登録を受ける場合、鳥に装着する登録票には番号を打刻することとされているが、同番号は次により定めることとされている。

アからエに掲げる文字をその順序により組み合わせる。

ア 登録票の発行に係る都道府県を表示する二けたのアラビア数字

イ 装着登録票の区分を表示するローマ字

ウ カタカナ

エ 四けたのアラビア数字

二段書きとし、ア、イ及びウを上段に、エを下段に記載するものとする。

【 例 】

上段 1 3 B ア

下段 1 2 3 4

のウのカタカナは五十音順、アラビア数字は小さい数から大きい数の順とし、ア0001から始め、ア9999の次をイ0001、イ9999の次をウ0001とし、その後は順次この方法に従うものとする。

(3) 入墨（刺青）

社団法人日本シェパード犬協会では、シェパードの血統管理の目的で、右耳の内側に施術している。（例）

施術者は「協会が指定した者」としており、全国で40～50名が指定されている。5桁の文字と数字で、前2桁が施術者コードで、後3桁が個体番号となる。（年間登録数は3千頭前後）

【 例 】

<u>1H</u>	<u>123</u>
施術者コード	個体番号

6 マイクロチップにより所有者が判明した事例

時期： 平成16年11月中旬～下旬
地域： 静岡県
種類： 犬（ミニチュア・ダックスフント）
概要： 静岡県浜松市内で迷い犬として保護され、約2週間後に元の飼い主に引き取られた。

時期： 平成16年1月頃～平成17年1月中旬
地域： 沖縄県
種類： 猫
概要： 国頭村内で迷い猫として保護され、保護から5日目に、村内の飼い主の元に約1年ぶりに戻った。

参考 動物の所有者の明示に関する措置要領（仮称）の策定について （前回資料の抜粋）

1 概要

平成11年の法改正により、犬ねこ等の動物の飼育者に対して、所有者明示の措置を講ずることが努力義務として規定されたところであるが、依然として所有者の明示措置をしている人の割合が少なく、全国各地で迷子動物や飼育動物の遺棄が発生していることから、自発的取組みを推進するために、環境大臣が所有者明示措置の要領を策定する措置が、改正法に盛り込まれたところ（なお、特定動物については義務付け）。

策定が必要となる事項

動物の所有者の明示に関する措置要領（仮称）（告示）

動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置の策定（改正法第7条第3項）。

現行法参照条文（抜粋）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条

（略）

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

2 策定状況等

今回、新規に策定。